

令和3年3月25日

京都一陣建設アスベスト訴訟の原告の皆様方へ

建設業に従事していた元労働者等の皆様は、石綿による健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、損害賠償を請求している京都一陣建設アスベスト訴訟について、去る1月28日、最高裁は、国の上告受理申立てを受理しないとの決定をしました。

これにより、本訴訟については、国に責任があると認められた大阪高裁判決が確定しました。大変重く受け止めるとともに、国に責任があると認められた原告の皆様方に対して責任を感じ、深くお詫び申し上げます。

また、様々なご負担を抱えながら、日々の生活を送り、訴訟にも対応されてきたご苦勞は、いかばかりかとお察し申し上げます。原告の皆様方には、重ねて、心からお詫び申し上げ、謝罪の気持ちをお伝えさせていただければと存じます。

厚生労働大臣
田村 憲久